

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
ユニバーサルサービス政策委員会（第25回）

日時：令和4年2月15日（火）14：00～15：45

場所：オンライン会議

委員：三友主査、関口主査代理、岡田委員、大谷専門委員、春日専門委員、
砂田専門委員、長田専門委員、藤井専門委員

事務局（総務省）：北林電気通信事業部長、川野料金サービス課長、
寺本料金サービス課企画官、永井料金サービス課課長補佐、
瀬島料金サービス課課長補佐、河合料金サービス課課長補佐

参加者：東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

KDDI株式会社

ソフトバンク株式会社

【三友主査】

本日の議題は、「固定電話をめぐる環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度の在り方（関係事業者ヒアリング）」の1件となっております。

本日は、「災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方」及び「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方」につきまして、関係事業者から、論点に対する考えをヒアリングいたします。

「災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方」については、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に、「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方」につきましては、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社に御説明をお願いしております。

それでは、まず、「災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方」について、ヒアリングを行いたいと思います。

本件につきましては、第一種公衆電話の設置基準について、事務局から御説明いただけるとのことですので、まず、事務局からの御説明をいただき、続いて、NTT東日本・西

日本から御説明をいただいた後に、意見交換を行いたいと思います。

なお、前回委員会で提示のありました論点は、本日の参考資料1として、お手元に配付しておりますので、適宜御参照ください。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

〔「災害時用公衆電話を含めた公衆電話補填額算定方法の在り方」について〕

《事務局から資料1について説明》

《NTT東日本・西日本から資料2について説明》

【三友主査】

それでは、事務局からの説明と、NTT東日本・西日本の御説明につきまして、まとめて質疑応答及び意見交換を行いたいと思います。

【長田専門委員】

NTT東日本・西日本へ確認ですが、2ページの残置の社会的要請が高いと想定される施設ということで、病院、駅、小中学校とあります。これは第一種公衆電話の場合は24時間使えるということが前提だと思いますが、これらの施設の外、門の外に設置されているものが相当数あるということでしょうか。私の印象では、こういう施設の場合は建物の中にあることが多いと思っていたものですから、どの程度あるのかというのを教えていただければと思います。

【NTT東日本】

原則的には、建物の屋外に設置しているものが大多数ですが、先生の御認識のとおり、一部屋内に設置しているものもございます。今、数字的なところは持ち合わせてございませんので、後ほど確認して御回答できるようでしたら御回答差し上げたいと思います。

【長田専門委員】

今現在、学校にしろ、簡単に入れない状況になっておりまして、屋内にあるのだとする、それが第一種公衆電話としての役割をどの程度果たしているのかと思いましたので、

ぜひ数字を教えてくださいと思います。

【春日専門委員】

最初の発表で、設置基準を緩めて概ね4分の1削減としている割には、実態はいろいろな難点があってそれほどの削減は期待しにくいという状況がよく分かりました。具体的な数値は委員限りの資料なので説明が難しいのですが、乖離が大きい状況が読み取れます。

その中で、最後にNTT東日本・西日本がおっしゃっている災害時用公衆電話をユニバーサルサービスコストに入れてほしいという点については、筋的にはよく分かるのですが、ほかのところの費用削減がそれほど顕著な形で見えにくいという状況の中で、世間に対して今までよりもユニバーサルサービスのコストが下がっているというアピールがしにくい面があるのではないかと思います。災害時用公衆電話をユニバーサルサービスコストに入れると費用はどの程度になるのか、仮にユニバーサルサービスのコストを徴収する費用が上がらないまでも下がり具合がどの程度になるのか、その辺についての簡単な見通しについて、どうお考えになっているかをお聞かせください。

【NTT東日本】

現在の見通しでは、公衆電話の削減に10年から15年かかると申し上げているところで、シミュレーションでは、コストは15年後ぐらいには大体とんとん、あるいは安くなってくると考えております。こちらにつきましても、なるべく削減を前倒しで進めることによって、早期にコストが下がるように努力していきたいと考えているところです。

【岡田委員】

NTT東日本・西日本の資料の3、4ページ目で、削減計画が、最初の5年で5割削減、さらに5年から10年というタイムラインなのですが、最長15年という計画になっている、素人感覚で何故7万9,000台の削減を行うために15年かかるのか、という印象を受けました。本来、削減計画は短ければ短いほど望ましいことではないかと思うわけですが、このように長期に渡ってしまう背景、事情といったものがあれば、御説明をいただけますでしょうか。とりわけステップツーとステップスリーで、撤去困難電話機の継続折衝等とあるわけですが、なぜこんなに時間がかかるのか、こういった背景をもう少し御説明いただけないでしょうか。あるいは、長くすれば費用削減に資する面があると言えるのか、

あるいは違った要因が背景にあるのかといったことを御説明いただければと思います。

【NTT東日本】

まず、初期の5年間につきましては、公地にある直営の公衆電話など、折衝がなくても撤去しやすいところや、駅などで3、4台設置されているうちの複数台を撤去することによって、前倒して撤去を進めていきたいと考えてございます。その他、時間がかかってくるものにつきましては、例えば個人商店の前にある委託型の公衆電話等で、設置をしている施設の管理者の方の承諾が必要になるため、どうしても承諾を得にくいところがございます。実際に、今、第一種公衆電話ではなく、第二種公衆電話について削減を進めているところですが、初期は御了解いただける設置者が多く、撤去が進んでいくのですが、だんだん承諾を得られない方が残ってくるようになり、そのような方には、かなり粘り強くやっていく必要がございますので、若干時間を要すると見通しているところでございます。

【岡田委員】

ただ、撤去計画が既に決まった方針としてあるわけで、設置者、設置している事業者の同意が必須というのは、何か少し合点がいかないところもあるのですが、事業者が希望して設置を継続した場合の費用負担というのは、誰がどのように行うということになっているのでしょうか。

【NTT東日本】

委託公衆では、場所や電力の提供、電話機の清掃等について、委託先の方々に実施いただいております。こちらから手数料をお支払いしております。実際には、設置者の店舗、ビルの中、敷地内といったところに設置しており、そこを無断で撤去するということにはどうしてもまいりませんので、立入りも含めて撤去に御同意をいただかないと、なかなか強制的な撤去は難しいと考えております。

【岡田委員】

個別の事情はいろいろあると想像はするのですが、撤去が、設置している側の事情でいつまでも延びるとするのは、どう考えても不自然なように思いますし、このように今、全体の方針として撤去していくということが決められている中で、速やかに撤去していくこ

とが国民的な負担の軽減につながるということを考えると、できるだけ速やかに進めることが大事ではないかと思えます。

普通に考えて15年という計画は非常に長い印象を受けたものですから、できるだけ縮減する方向へ行かないものかという趣旨で御質問しているわけですが、取りあえず、以上で結構です。

【三友主査】

御指摘のとおりだと私も感じておりまして、実際に委託して設置する場合において契約があるはずですので、その契約の中で、どのように書かれているかというところもあるかと思えます。設置されているものを撤去するということと、電話としての機能がなくなるということは、また別ですので、その辺のところも含めて、若干、柔軟に考えていただく必要があるのではないかと感じます。

【関口主査代理】

今の岡田先生のお話について、土地収用法の適用等の強制力が働かないところで設置を依頼している場合は結構大変かもしれないという印象を持ちました。

私は、10ページの説明につきまして、NTT東日本・西日本から御説明いただいたことと表現とが若干違うところがあったので、その確認をさせていただきたいと思えます。10枚目の補填の当社の考えというところで、第一種公衆電話の黒ポチの2つ目のところですが、資料では、「当社としては、できる限り早期に台数を削減していくことで、維持費用の早期抑制を目指していく」という表現ぶりですが、NTT東日本・西日本の先ほどの表現で言いますと、台数削減を開始した当初については、一部費用が突出してしまったりということもあるので、そこについては、費用の繰延べ等によって費用の上昇を避けたいんだというお話を頂戴したと思えます。

ここは、御説明のほうが、より具体的にお話としては承りやすい話で、事実上、現状にキャップをかけて、現状を超えない範囲で削減、維持費用の算定を行うと理解してよろしいかどうかの確認をさせていただきたいと思えます。現実問題としては、そういった費用の支出について、繰り延べるということについては、税効果会計等を使って税等の調整をした上で、ユニバーサルサービス基金の算定上は、撤去費用等の支出について、現状を超えない工夫を会計上行いたいと理解してよろしいのでしょうか。

【NTT東日本】

我々が考えているのは、撤去費も含めた費用も補填の対象として、全額補填していただきたいというのですが、初期においては、撤去費用と削減できていない部分の費用を含めると補填額が上昇する可能性があるというところで、どんな抑止方法があるか補填の考え方につきましては、今後、御議論いただくものと承知しているところですが、一案として、会計上ではなくて補填金の算定上、撤去費用を後年に繰り延べることによってある程度平準化が図られるのではないかとということ、口頭にて御説明申し上げたということでございます。

【関口主査代理】

会計上は実際に発生した費用が計上されているということですね。補填金の算定上のみ、そういった費用を将来に延ばして行って、将来の費用削減との相殺するような形をお考えになっていらっしゃるかと理解してよろしいということですね。

【NTT東日本】

そのような案も取れるのではないかと考えておるところでございます。

【関口主査代理】

他事業者を含めて、こういった費用が上昇して補填金額が増えてしまうということについては否定的な御見解が多そうですので、非常に前向きな御見解だと承りました。

【三友主査】

先ほど岡田委員からお話がありました、15年というのは長いのではないかと話と、今、関口委員がおっしゃったことは裏腹の関係にあるかとも思います。期間を短くすれば、その分コストがそこに集約されますので、場合によってはそこが膨らむ可能性がある。それを繰延べて平準化していくという考えも1つだと思いますし、そこが膨らむけれども、撤去の期間は短くなるという考えもあるかとも思いますので、今後、議論していく必要があるかと考えます。

〔「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方」について〕

続きまして、「ワイヤレス固定電話の提供開始に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填の在り方」について、ヒアリングを行いたいと思います。NTT東日本・西日本、KDDI、ソフトバンクの順で、全ての事業者から御説明をいただいた後に、まとめて意見交換を行いたいと思います。

なお、前回の委員会で提示がございました論点は、本日も参考資料の2として、お手元に配付してございますので、適宜御参照いただければと思います。

それでは、最初に、NTT東日本・西日本から御説明をお願いいたします。NTT東日本・西日本においては、前回委員会でのワイヤレス固定電話の概要説明に対する本委員会の追加質問について回答いただいておりますので、併せて御説明をお願いいたします。

〈NTT東日本・西日本から資料3-1、3-2について説明〉

〈KDDIから資料4について説明〉

〈ソフトバンクから資料5について説明〉

【三友主査】

まず、議論の前提となる部分でもありますので、最初に御説明いただきましたワイヤレス固定電話の概要説明に対する追加質問へのNTT東日本・西日本からの回答について、質疑応答及び意見交換を行いたいと思います。その後、後半では、本論点に関する3社からのヒアリング内容について、質疑応答及び意見交換を行いたいと思います。ただし、両者にまたがる御質問もあろうかと思っておりますので、その場合には、両方にまたがった質問あるいは御意見ということで御提起いただいても構いません。

それでは、まず、追加質問へのNTT東日本・西日本からの回答について、御質問・御意見のある方は、チャット欄あるいは御発言にてお知らせいただけますでしょうか。

追加質問に対する回答につきまして、特段の追加の質問あるいは意見がないようでしたら、後半で3社からいただきましたプレゼンテーションの内容について、質疑あるいは意見交換を続けたいと思いますので、この部分について御意見あるいは御質問がございましたら、よろしくをお願いいたします。

【大谷専門委員】

どうもありがとうございます。いずれの会社様からも丁寧な御説明をいただくことができまして、ワイヤレス固定電話について、結構夢を抱いていたのですが、実態としては必ずしも直ちに効率性向上の効果が現れてくるものではないという実情を理解することができたかと思えます。

NTT東日本・西日本様に質問ですが、NTT東日本・西日本様の資料で、3ページのところに、今後の算定方法等の検討について「一定程度の導入がなされてから」という少し曖昧にも取れるような表現が使われています。一定程度というのは、どのくらいのものなのか、量的なものか、時期的なものか分かりませんが、何を想定しているのか教えてくださいたいと思います。

また、一定程度の導入がされると何か状況が変わるのか、それとも何か試算値のようなものが出せるのかといった、一定程度の導入を前提として算定方法の検討をしていこうという考え方のベースとなる背景を教えてくださいませんか。

関連して、ソフトバンク様、KDDI様から、過去の報告書などにも記載されており、ワイヤレス固定電話による効率性向上が交付金の算定に反映されるべきという、基本的な前提に立ち返って御提案をいただいているところですが、私も交付金の減少につながるような算定方法にする必要があると思っております。KDDI様の資料6ページに、少し細かくA局、F局とモデルを使いまして御説明をいただいておりますが、部分的な効率性向上の効果が発生していくイメージというのは、NTT東日本・西日本様がお考えになっているものと合っているのか、確認させていただければと思います。

【NTT西日本】

当社の資料3ページの「一定程度の導入が進んだ段階において」という記載について、定性的な表現という御指摘をいただきましたが、趣旨としては、現段階で見通せるボリューム感において、ワイヤレス固定電話の導入が、補填額の算定方法に少し反映しづらいのではないかとことです。したがって、当社がもう少しワイヤレス固定電話の導入を進め、どういったものが効率化できるのかというモデルケースを見極められた段階で、ということを考えております。

加えて、現在の補填額の算定方法は、先ほど当社資料の2ページで御説明させていただ

いたとおり、「NTSコスト」というピンク色の部分が補填対象として金額に表れてきます。現在の算定方法では、NTSコストを収容局ごとに算定していると認識しており、収容局の収容回線が丸ごとワイヤレス固定電話に変わるという状況になれば、補填額にその効果が反映されてくるという認識ですので、収容局ごとワイヤレス固定電話への移行が進む段階において、もう一度、このような補填額への効果の検討を行えば、何かしら定量的なものもお示ししながら議論できるのではないかと考えております。

【大谷専門委員】

KDDI様の資料6ページのイメージ図について、NTT東日本・西日本様は、こうしたイメージではないということでしょうか。収容局の単位で様々なので、効率性の効果がこのような形では見えてこないということなのではないでしょうか。その部分が、今の御回答で分からなかったもので、再度教えていただけますでしょうか。

【NTT西日本】

KDDI様の収容局ごとの図で申し上げますと、この中の局の一部回線がメタルケーブルからワイヤレスに移行しただけでは反映が難しいと認識しており、先ほど申し上げたとおり、F局の回線が全てワイヤレスに移るということになると、ピンク色のNTSコストの部分に変化が起こると認識しております。KDDI様の資料の趣旨を十分に理解できていないところではありますが、私どもの理解としては、そのような次第です。

【大谷専門委員】

何となく分かりました。ありがとうございます。

【KDDI】

大谷委員からの御質問とNTT西日本様の御回答に関して、弊社資料の図の趣旨を確認させていただきたいと思っております。

6ページの図は、局ごとのイメージです。NTT西日本様の御回答の趣旨を私なりに理解すると、例えば、収容局ごとに全ての回線がワイヤレス化されないと、効率化効果が現れないということであったと思っております。弊社としては、条件不利地域であっても、局に収容される回線全てがワイヤレス化されるということが本当にあるのか疑問であり、配線ブ

ロック等様々な制約条件の中で、例えば災害やコストの観点からこの地域にはワイヤレス固定電話を導入するというように、収容局の一部回線について導入されるものと思っておりました。局舎の回線全てがワイヤレスになることが本当にあり得るのか、そうならないと効率化が達成されないとすると、何のためにワイヤレス固定電話を導入するのかというそもそもの議論に戻るのではないかと、という点について改めて疑問に思っておりまして、この点についてももう少しお示しいただければ、前向きな検討に資するのではないかと思います。

【ソフトバンク】

現行のルールに照らして、ワイヤレス固定電話を導入することにより、どのようにすれば補填額を減少させられるかについては、具体的に精査できておりませんが、当社の資料10ページのとおり、そもそもユニバーサルサービス制度は競争を補完するものであり、競争政策の一翼を担うものと理解しております。その意味で、NTT東日本・西日本様がワイヤレス固定電話を導入することで、効率化により費用負担が減少する一方、補填額が従前とあまり変わらないのであれば、ユニバーサルサービス制度の導入趣旨にも反するものではないかと考えております。したがって、手法は別途検討するにせよ、効率化効果をしっかりと定量的に測定し、それに応じて補填額を減少させることが必要ではないかと考えております。

【春日専門委員】

NTT東日本・西日本様に御質問ですが、ワイヤレス固定電話を導入するに当たり、特段費用はかからないのでしょうか。導入費用をどうするのかと思っておりましたが、NTT東日本・西日本様の御説明資料では、導入費用の負担にあまり触れられていませんでした。他社から卸で調達するのでほぼ必要ないのか、あるいは無視できる程度の費用と思っ
てよいのか、言及がないと他社も疑心暗鬼となり質問等も出てくるかと思っておりますので、導入費用についてどのように考えればよいのかお伺いします。

【NTT西日本】

本日はユニバーサルサービス政策委員会で御意見を申し上げる場ということでしたので、KDDI様、ソフトバンク様が記載されている点について言及しませんでした。先に開

催された接続政策委員会においては、こうした費用についても、当社から意見を述べさせていただきます。

前回の接続政策委員会においては、ワイヤレス固定電話の導入に伴い発生するネットワークコストについて、接続料原価という形で反映していくこと、モバイル網についてはメタルケーブルに置き換わるアクセス部分の代替として導入する観点から、接続料原価には含めないこととすべきではないかという意見を申し上げた次第です。今回は、ユニバーサルサービスの補填額についての意見ということでしたので、資料に記載しておりませんが、そのように御理解ください。

【春日専門委員】

ありがとうございます。私は総務省の委員会についてはユニバーサルサービス政策委員会にしか所属しておりませんので、そちらのフォローができておりませんでした。

ただ、ユニバーサルサービスのコストを考えるに当たっては、総合的に考えなければいけないのではないかと思いますので、私も少し考えてみたいと思います。

【三友主査】

もしも可能であれば、その資料を本委員会の構成員にも配付していただければと思いますので、事務局においては、よろしく願いいたします。

【NTT東日本】

大変失礼いたしました。資料3-2の質問6に対する回答として、ワイヤレス固定電話の提供のために新たに必要となる設備及びそれらの年間コストを記載しておりますので、併せて御参照いただければと思います。

【三友主査】

こちらに示されているようですので、春日委員の御質問の趣旨に合うものであるかどうか、御確認いただければと思います。

【春日専門委員】

ありがとうございました。確認いたします。

【砂田専門委員】

3社からのお話を伺い、KDDI様とソフトバンク様からありました、ワイヤレス固定電話を導入することにより効率化がなされるため補填額を下げていくようにすべきという主張は当然と思いました。ただ、NTT東日本・西日本様のお話を伺い、現実にはそう上手くは進みそうもないのだということも感じました。そこで、NTT東日本・西日本様とKDDI様に質問があります。

NTT東日本・西日本様への質問は、NTT東日本・西日本様の資料1ページの「ワイヤレス固定電話の回線数イメージ」という部分についてです。ワイヤレス固定電話が最大60万回線入ったとしても、現在のユニバの交付金補填対象に含まれる回線は最大でも半分という図になっていると思いますが、メタル回線がまだ新しいため再敷設の時期に来ていないということが一番大きな理由と考えてよいのでしょうか。他に理由があれば教えてください。

KDDI様への質問は、補填額が下がっていくように非常に具体的な御提案をいただいておりますが、KDDI様の資料6ページで、例えば局舎内の回線のうち5割がワイヤレス固定電話に移行した場合、この図では赤の破線部の金額を補填額から控除するというを示しているのでしょうか。ワイヤレス固定電話の導入に要したコストを補填額に足す必要もあるのではないかと思いましたが、この図について、もう少し説明いただければと思います。

【NTT西日本】

最大60万回線ということは、省令で規定されている、山村、半島、離島等振興法対象エリア、かつ加入者回線密度が18回線/k㎡未満の地域の回線数の最大値が60万回線ということに起因しております。一方で、交付金の補填対象のエリアは、弊社資料2ページの右下の図にある、上位4.9%の高コストエリア、かつ平均+2σのベンチマーク以上の回線が存在するエリアが対象になっております。各々の定義の違いによりエリアの差異が発生していると認識しており、メタルケーブルのコンディション等により差異が発生しているということではありません。

【KDDI】

弊社資料6ページの右側の図の考え方ですが、補填対象となっている条件不利地域が、例えば、A、B、C、D、E、Fの6局あるとします。その中で、実際にはばらつきがあると思いますが、それぞれ、例えば、A局、F局の5分の3がワイヤレス固定電話になるという仮定を置いており、そのような5本中の3本が赤の実線から破線に移るものとして示しています。NTT東日本・西日本様の御説明では、26万回線分の13万回線ということでしたので、NTT東日本・西日本様は2分の1と見ているものと理解しましたが、弊社は5分の3がワイヤレス固定電話になるという仮定を置いています。

御質問は、追加的に発生するワイヤレス固定電話の導入費用をどのように考えているのかということと理解しましたが、弊社としては、まずメタル回線での提供に要するコストが大きく下がり、他方でモバイル事業者への網使用料等が発生するということだと思えますので、これらが差し引きでどのようになるかということだと考えております。ただ、当然、コスト削減のためにワイヤレス固定電話を導入するはずなので、差し引きの結果コストが増加することも現状維持となることもあり得ないと考えており、少なくとも差し引きで全体としてはコストが減少し、その水準についても、少なくともベンチマーク水準よりは減少するものと考えております。ただ、この減少の程度は現時点では不明なので、それがどの程度なのかについては、これからのコストを精緻に見ていくのだと理解しております。

【関口主査代理】

KDDI様の資料4ページは、時間軸が入っておりLRICとの関係がよく分かってよいと思います。KDDI様の資料6ページでは、第9次モデルにはワイヤレス固定電話導入を反映せず、モデル外で補填額を補正するという案が示されています。確かにこれは正論ですが、補正による効果がどの程度出るかについては実際に始めてみないと分からないというNTT東日本・西日本様の説明もよく分かりますし、その程度は、資料3-2の質問4回答にあるように、当面は提供開始数年後でも回線数が1万に満たないという程度のことだと思います。10年でようやく10万回線前後ということで、資料3-1の最大13万回線と、この10万回線というものは連動しているのだらうと思いますが、そのような規模になるのは次期以降の算定期間であり、その際のLRICモデルをどのようにするかということですので、その際には私もこの効率化の計測に真剣に協力したいと思います。

NTT東日本・西日本様は、資料3-1の3ページの3つ目の黒四角で、当面、補填額算定時の対象回線にワイヤレス固定電話の回線数を含めず、一定程度時間がほしいと主張されており、「回線対象に含めない」という部分を太字にした方がよかった気がしますが、事実上、ワイヤレス固定電話を見ない扱いで済ませる提案をいただいています。厳密に効率化し、費用増加の影響等をモデルの内外で算定するということが正論ですが、当面の方策としては、NTT東日本・西日本様の提案のように、ワイヤレス固定電話を補填額の算定時の対象回線に含めず、あたかもワイヤレス固定電話を導入していないというような扱いで済ませることも、もちろん効率化の計測を導入後の数年間でしっかりと検討することを前提としながらも、あり得るのではないかという印象を受けました。

【岡田委員】

今の御意見とも関係しますが、効率化をどのように測るかという問題について、今般、ワイヤレス固定電話を導入することで効率化が望まれているということは、皆合意できる点であろうと思います。これにより、どの程度の補填額の減額が可能になるかについて、色々と算定方法に関する御意見が出ているということだと思いますが、いかんせん経過を見ながらという要素もあることを考えると、算定方法はいたずらに複雑な方式を採用するというのはいかがなものかと思います。また、補填額が増加するというのも一般的な合意は得られないと思いますので、補填額を減額する方向で、できるだけシンプルな方式を考えていくということが望ましいと思いました。

【三友主査】

大変、的を射た御意見だと思います。事務局から1点補足があるようですので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

先ほどの春日委員とNTT西日本様との質疑の中で、接続政策委員会での御議論に関わる部分がありましたので、接続政策委員会の事務局も務めております総務省から、1点補足させていただきます。

本件に関して、本日、ソフトバンク様は同社資料8ページで、ワイヤレス固定電話の導入は、基本料相当部分のコストを効率化することが目的であるところ、そのコストが結果

的に接続料原価に転嫁される形となり接続料が上昇することは認められない、と御主張されたと理解しております。この点については、接続政策委員会のヒアリングにおいても、ソフトバンク様から同様の御主張をいただいております、接続料側の議論も、この点を含めて並行して進めている状況となっておりますことを、事務局から補足させていただきます。

【三友主査】

以上をもちまして、第25回ユニバーサルサービス政策委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上